

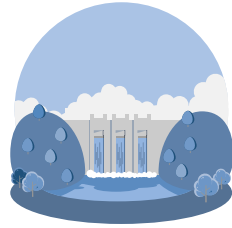
### 健康都市大学連続講座 「土木屋さんが語る『ダムの世界』」を開催



治水に欠かせないダムのさまざまな用途と魅力を、土木屋さんが分かりやすく解説します。  
とき▼6月10日(土)24日の毎週金曜日午後2時〜3時30分(全3回)  
ところ▼シリウス6階生涯学習センター

対象▼市内在住・在勤者  
定員▼先着30人  
講師▼RCM(農業土木) 水谷吉宏氏  
持ち物▼筆記用具  
申し込み▼5月10日(火)から、直接

または電話でシリウス内図書・学び交流課へ。講座名、住所、氏名、電話番号を記載しファクスも可。



シリウス内図書・学び交流課  
健康都市大学係 ☎(259)6917  
FAX(263)6680

### 「YAMATO ART100」の参加団体を募集

YAMATO ART100は、市民団体、財団法人、行政などが秋に開催するアートイベントの総称で、大和の文化芸術を広く発信し、アートの力で人とまちを元気にすることを目的としたプロジェクトです。同プロジェクトの参加団体や個人を募集します。各イベントは、同プロジェクトのパンフレットやホームページなどでお知らせします。  
対象▼次のすべてに該当する団体または個人  
①本市の文化芸術の振興を図り、事業遂行および収支に関して責任を持って主体的に取り組める  
②同プロジェクトの広報活動に協力

できる  
イベントの条件▼9月10日(土)から12月18日(日)に、音楽、演劇、映像、美術などアートにかかわるフェスティバル、舞台公演、展示会などを市内で開催するもので、内容が次のいずれか1つに該当していること  
①広く市民に文化や芸術の魅力を伝えるもので、100人程度の集客を見込めるもの  
②大和の歴史や固有の文化、国際交流など本市の文化的な特性を生かしたもの  
③新しい表現や手法を用いたオリジナリティあふれるもの

④鑑賞するだけでなく、市民が参加できるもの  
申し込み▼5月31日(火)(消印)までに募集要項にある参加応募用紙を直接または郵送で〒242-8601市役所文化振興課へ。ファクスも可。  
※募集要項は同課、各学習センターで配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。  
※6月下旬までに選考結果を通知します。

市役所文化振興課文化振興係  
☎(260)5222 FAX(263)2080

### 生涯学習振興補助金を交付

文化芸術・生涯学習活動を応援！  
市は、文化や芸術などに関する事業に補助金を交付しています。  
対象▼市内を中心に活動する市民や団体が開催する次のすべての条件に該当する事業  
①広く市民に向けて実施するもの  
②文化、芸術、生涯学習を内容とするもの  
③事業費の総額が20万円以上であるもの

もの  
④来年4月1日から令和6年3月31日までに実施するもの  
補助金額▼経費総額の2分の1以内で、上限25万円(全団体会で年間100万円を上限)  
申し込み▼6月15日(水)までに、必要書類を直接市役所文化振興課へ。  
※必要書類は、同課、各学習センター

で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。  
※プレゼンテーションによる選考を実施し、結果は9月頃通知します。  
市役所文化振興課文化振興係  
☎(260)5222 FAX(263)2080

### 準防火地域の拡大に関する意見交換会(パネル展示会)を開催

市は、将来高い確率で発生すると予測される大規模地震に伴う延焼火災の被害を軽減するため、準防火地域の拡大を検討しています。これに伴い、都市計画法第16条第1項に基づき意見交換会(パネル展示会)を開催します。

#### 準防火地域とは

準防火地域とは、市街地の火災の被害を軽減するために都市計画に定めるものです。同地域では、新築や増築などをする場合、扉や外壁に燃えにくい素材を使用することなどが必要です。

#### 新たに準防火地域の拡大を検討する地域

第一種低層住居専用地域の全域(左図参照)。

市役所街づくり計画課都市計画係 ☎(260)5443 FAX(264)6105

#### 意見交換会(パネル展示会)

いずれも午後1時〜5時(④⑦は午後7時まで)。入退場自由。

とき	ところ
① 5月28日(土)	イオンモール大和3階イオンホール(下鶴間1-2-1)
② 6月 4日(土)	公所コミセン
③ 5日(日)	桜森コミセン
④ 10日(金)	イオンモール大和3階イオンホール
⑤ 11日(土)	西鶴間コミセン
⑥ 12日(日)	シリウス6階生涯学習センター
⑦ 17日(金)	渋谷学習センター
⑧ 18日(土)	桜丘学習センター
⑨ 25日(土)	ポラリス
⑩ 26日(日)	渋谷学習センター

防火地域  
準防火地域  
準防火地域を拡大する地域(第一種低層住居専用地域の全域)

※詳細は、大和市公開型地図情報サービスで確認するか、お問い合わせください。

### 障がい者相談支援事業の活用を

生活上の不安や悩みを専門相談員が受け付け

#### なんでも・そうだん・やまと

市は、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や家族が、障がいにかかわる生活上の不安や悩みを身近な地域で相談できる、障がい者相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」を実施しています(一部は指定管理)。電話相談も受け付けていますので、ぜひご利用ください。

#### 受付施設

- ① 障害者自立支援センター(基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター)  
鶴間1-19-3、☎(265)5198、FAX(260)0238
- ② サポートセンター「花音」  
柳橋5-3-16(ふきのとう向生舎内)、☎(268)9914、FAX(267)0454
- ③ 相談支援センター「松風園」  
西鶴間1-12-20(たから吉番館1階B号室)、☎(272)0040、FAX(240)0424

相談日▼①月〜土曜日午前8時30分〜午後5時15分、②③月〜金曜日午前8時30分〜午後5時  
申し込み▼直接または電話で各事業

保健福祉センター障がい福祉課  
こころの健康係 ☎(260)5667 FAX(262)0999

※詳しくは専用ホームページをごらんください。  
※①は障がい者虐待の通報や相談についても受け付けています。  
※障がい者本人が65歳以上の場合は、各地域の地域包括支援センターにご相談ください。詳しくは人生100年推進課 ☎(260)5611へお問い合わせください。

#### 精神障がいについての相談は、次の事業所でも受け付けます

受け付け施設  
地域活動支援センター「ポピー」  
大和東3-15-52階 ☎070(1002)2022、FAX(244)6892  
開所日▼火〜土曜日午前10時〜午後5時(水・土曜日は午後8時まで)  
申し込み▼直接または電話で同センターへ。